資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

これまで長年ご愛顧いただきました、群馬畜産加工販売農業協同組合連合会が発行した高崎ハムギフト券(以下ギフト券)について、

令和6年10月31日をもちましてご利用を終了させていただき、「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき 払戻しを実施させていただきます。

長い間のご愛顧に心から感謝申し上げます。

未使用のギフト券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の申出期間内にお申し出いただき ますようお願い申し上げます。

【払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号】

JA全農ミートフーズ株式会社

【対象の前払式支払手段】

「高崎ハムギフト券」



〈販売店様へ〉 *この券は《嘉崎ハム》製品を販売している首都圏の主 *この券ご持参のお客様に券と引換えに(高崎ハム)製 品の特撰ハム、ベーコン、ソーセージ、焼豚等のうちい 要デパートの下記店名及び指定取扱店(別紙)で特撰ハ ずれか500円相当をお渡し下さい。 ム、ベーコン、ソーセージ、焼豚等とお引換え下さい。 *お引替え済みの券は、表面点線部分をお切取り下さい。 現金や他の商品とのお引換えは致しません。 *本券は、物品・商品切手発行税の対象となっておりま *このギフト券は、物品・商品切手発行税の対象となっ すので、券のご販売・回収に際しては必らず、ご販売日 ておりますので、釣銭は出しかねます。 ・ご回収日および貴店名をご記入下さい。 *この券の有効期限は、発行日より3ヶ月間でございます。 *この券ご持参のお客様は、券とお引換えに**《高崎ハム》** (この券の販売店及び販売日) 〈この券の回収店及回収日〉 製品の特撰ハム、ベーコン、ソーセージ、焼豚等のいず ●販売年月日 昭和 年 月 日 ●回収年月日 昭和 年 月 日 五川島島座 〒158 東京春世田台区玉川3丁目17番1号 れかを500円相当とお引換え下さい。 *盗難、紛失または、減失などの責任は負いかねます *この券に関するご転送はご容赦願います。

ご利用終了日

令和6年10月31日まで

令和6年11月1日(金)~令和7年1月31日(金)当日消印有効

払戻し圏申出期間

※なお、弊社に持参する場合は、土日、祝日を除く平日午前9時00分から午後5時00分までとなり ます

当期間内に払戻し手続きが行われない場合は、当該手続きから除斥され以後払戻しができなくなりますのでご注意ください。

申出及び払戻し方法

弊社営業所に未使用の高崎ハムギフト券をご持参ください。確認のうえその場で現金と引き換えいたします。 <持参できない場合>

下記あて電話で、ご連絡いただければ弊社から返信封筒および「ギフト券」払戻申請書を送付しますので「ギフト券」 を同封の上お送りください。なお、返信用切手および振込手数料については、弊社で負担します。

ギフト券が、下記に該当しない場合には、弊社から振込依頼口座に振り込みます。

(交換できないギフト券)

- 1. 使用済みのもの
- 2, ギフト券の3分の1以上が滅失しているもの
- 3. 変造、偽造されたもの

〒370-0024 群馬県高崎市八幡原町722-5

JA全農ミートフーズ株式会社高崎ハム営業本部 総合課

電話:027-346-8870

受付時間:土日、祝日を除く平日午前9時00分から午後5時00分まで

お問合せ先 http://www.jazmf.co.jp

※高崎ハムギフト券の払戻し処理を行っている営業所名

茨城営業所: 茨城県東茨城郡茨城町下土師1950Tel: 029-292-7811FAX: 029-292-7909長岡営業所: 新潟県長岡市新産2-11-4Tel: 0258-46-9002FAX: 0258-46-9576福島営業所: 福島県郡山市田村町上福島1189Tel: 024-901-1186FAX: 024-942-0628